明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働六）　一

〔告　示〕
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務二七）　三
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（厚生労働六）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産六九）　六
○肥料を登録した件（同七〇、七一）　六
○保安林の指定をする件（同七二～七四）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件（経済産業四）　六
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（国土交通一四七）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四八）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一四九～一五一）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁四）　八
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（同五）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一〇）　九
○道路に関する件（中部地方整備局五）　九

〔国会事項〕
内閣

〔人事異動〕
内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等、迫川上流土地改良区の定款変更の認可関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百六十四条」を「―第百六十四条」に、「・第百七十三条」を「―第百七十三条」に改める。

第一条第一号中「第百六十三条第三号」の下に「、第百六十三条の二第四号」を、「第百七十二条第三号」の下に「、第百七十二条の二第四号」を加え、同条第四号中「第百二十五条の二第二号」の下に「、第百六十三条の二第二号、第百七十二条の二第二号」を加える。

第九十四条の二中「第百二十五条の二第一号において」を「以下」に改め、同条第一号中「登録者をいう。」の下に「以下同じ。」を、「通いサービス」の下に「第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス」の下に「第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第四号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス」の下に「第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第百二十五条の二第一号中「通いサービス」の下に「第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。」を加える。